次の算式によつて算定した額

算式

（A × α ＋ B）× 0.75

算式の符号

［略］

α　1.02

［11・111　略］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［略］

2　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［｛（A_1 × B_1）＋（A_2 × B_2）＋（A_3 × B_3）＋（A_4 × B_4）＋（A_5 × B_5）－ C｝× 0.014 － D －（E － F ＋ G ＋ H）］× 0.73875

算式の符号

［略］

C　地方税法第 351 条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第 349 条の 3 第 10 項、第 12 項、第 19 項、第 22 項、第 23 項、第 26 項、第 31 項及び第 34 項、第 349 条の 3 の 2、第 349 条の 3 の 3、附則第 15 条第 13 項、第 20 項、第 23 項、第 24 項、第 27 項、第 43 項、第 44 項、第 45 項及び第 48 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 第 1 項、第 16 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項、第 29 条の 7 第 2 項並びに第 56 条第 1 項、第 10 項及び第 13 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 27 号）附則第 6 条第 9 項、地方税法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 15 号）附則第 8 条第 8 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 7 号）附則第 13 条第 9 項並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号。以下「平成 26 年地方税法等改正法」という。）附則第 12 条第 8 項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第 18 条、第 19 条、第 19 条の 3 及び第 19 条の 4 の規定に基づく特例による課税標準の減少額（ただし、同法附則第 15 条第 44 項及び第 45 項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、同条第 44 項に係るものにあつては二分の一、同条第 45 項にあつては三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額

D　平成 30 年地方税法等改正法附則第 20 条第 9 項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額として総務大臣が調査した額

［略］

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α ＋ B）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.13

［11・111　同上］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［同上］

2　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［｛（A_1 × B_1）＋（A_2 × B_2）＋（A_3 × B_3）＋（A_4 × B_4）＋（A_5 × B_5）－ C｝× 0.014 － D －（E － F ＋ G ＋ H）］× 0.738

算式の符号

［同左］

C　地方税法第 351 条の規定に該当する法定免税点未満のものの額並びに同法第 349 条の 3 第 10 項、第 12 項、第 19 項、第 22 項、第 23 項、第 26 項、第 31 項及び第 34 項、第 349 条の 3 の 2 並びに第 349 条の 3 の 3 の規定並びに附則第 15 条第 13 項、第 19 項、第 22 項、第 23 項、第 26 項、第 42 項、第 44 項及び第 45 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 第 1 項、第 29 条の 7 第 2 項並びに第 56 条第 1 項、第 10 項及び第 13 項の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 27 号）附則第 6 条第 9 項、地方税法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 15 号）附則第 8 条第 8 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 7 号）附則第 13 条第 9 項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号。以下「平成 24 年地方税法等改正法」という。）附則第 8 条第 12 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号。以下「平成 26 年地方税法等改正法」という。）附則第 12 条第 8 項並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号。以下「平成 28 年地方税法等改正法」という。）附則第 18 条第 9 項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第 18 条、第 19 条、第 19 条の 3 及び第 19 条の 4 の規定に基づく特例による課税標準の減少額（ただし、同法附則第 15 条第 44 項及び第 45 項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、同条第 44 項に係るものにあつては二分の一、同条第 45 項にあつては三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額

D　地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年地方税法等改正法」という。）附則第 17 条第 11 項及び平成 30 年地方税法等改正法附則 20 条第 9 項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額として総務大臣が調査した額

［同左］